

〈2〉歴史的建造物の保存・活用と その方策に関する調査研究 —大谷石建造物を事例に— 市政研究センター 係長 井上 俊邦

1 はじめに

本市には現在も多く歴史的建造物が残されているものの、近年では老朽化等による取り壊しが進み、活用されていない建物も増えている。特に本市の歴史的建造物の多くには、本市大谷町を中心に産出される大谷石が用いられており、これらが用いられた建物は市内全域に点在している。

本研究では本市の歴史的建造物の中で、今後取り壊される可能性が高く、建築後 50 年を経過した民間所有の大谷石建造物、特にこの中で最も棟数が多い石蔵を取り上げ、今後の保存と活用のあり方に関する政策提言を行うものである。

なお、市内各地に分布する凝灰岩から採石した石材は、「徳次郎石」など、採石地の地名を石材名に付けて呼ばれているが、本研究ではこれらをまとめて、「大谷石」という。

2 歴史的建造物の保存の取組と課題

(1) 歴史的建造物に関する動向

近年、歴史・文化を活かしたまちづくりは、国の主導で大きな展開が図られてきた。表 1 のとおり都市計画法や文化財保護法の改正が行われ、地方自治体が地域の中にあるさまざまな文化財とその周辺環境を総合的に保存・活用を進める「歴史文化基本構想」の策定が提言された。

このように国では、従来の「開発型のまちづくり」から「地域の歴史的資源を活用したまちづくり」への政策転換を図っており、地域の創意工夫によって、歴史資源の活用が進められることになった。

これまでの歴史的資源を活用したまちづくりは、京都や鎌倉のように国宝などの高い評価を受けた文化財が多く所在し、かつ古都保存法¹に指定されている自治体を中心に組み込まれてきた。

今後は地域の風土とともに育まれた、その地域ならではの個性ある歴史的建造物の価値を再評価して、活用するまちづくりへの関心がより高まるであろう。

表 1 歴史・文化を活かしたまちづくりの動向

年度	事 項	内 容
12	都市計画法の改正	都市計画の地方分権を本格化
15	景観法の制定	景観づくりを地方に委任
16	文化財保護法の改正	文化的景観の導入
19	歴史文化基本構想の提言	文化審議会文化財分科会 企画調査会報告書
20	歴史まちづくり法の制定	文化財総合的把握モデル事業の開始
24	歴史文化基本構想策定技術 指針の策定	文化庁による策定

筆者作成

(2) 本市の歴史的建造物の特徴

本市には、現在も往時の姿を留めている歴史的建造物が数多く残されている。中でも本市の特徴的な建物として、農村地域では、国指定重要文化財の岡本家住宅に代表されるような、入母屋造りの主屋を中心に、蔵や納屋などが配置されている農家住宅があげられる。中でも経済的に恵まれた家は長屋門を構え、191 棟が現存している。また、市街地では昭和初期に各地で流行した和風建築に小規模な洋館を付した和洋折衷の洋館付住宅が建てられたが、多くの建物が姿を消していく中で、本市には現在も約 60 棟が存在している。これらの建物は、本市の貴重な地域資源である。

(3) 本市の取組

本市の歴史的建造物の保護の取組は、教育委員会文化課が担っており、昭和 52 年度に「建造物(古

¹ 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の略称。「歴史的風土」を適切に保存するために指定され、現在、10 市町村が同法に基づき「古都」に指定されている。

い家屋)の調査」が実施された。また、バブル期に多くの歴史的建造物が姿を消していったことから、平成3年には「緊急民家調査」を実施している。これらの歴史的建造物の調査は、地域の歴史に精通している「文化財調査員」が担っており、建築年代や構造など基礎的な調査を行っている。これらの調査結果などをふまえ、歴史的価値の高い建造物については指定等²⁾による保護を行っている。平成26年度現在、市内の指定等の件数は表2のとおりであるが、指定等により保護される歴史的建造物は、指定等の要件が満たされている一部の建物に限られているとともに、これらの建物の半数に大谷石が使用されている。また、指定文化財と同等の価値があるものの、所有者からの同意が得られず解体されていく建物もある。

平成10年には大名が宿泊した雀宮宿の「本陣」が解体され、メディアでも取り上げられた。これにより、歴史的建造物の保護の機運が高まり、本市は平成11～12年度に歴史的建造物保存事業懇談会を設置した。市では懇談会からの提言をふまえ、一部に改築等がある建物など、指定に準ずる歴史的建造物の保護を図るため、平成14年度に「宇都宮市認定建造物制度」を創設し、建物の維持管理の助言や修復費用の一部支援を行っている。

なお、景観法に基づく景観重要建造物および景観重要公共施設の指定や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致形成建造物の制度の適用については、現在研究が進められている。

表2 市内の指定等文化財の件数

行政	種 類	件数	建物数	構築物数	内大谷石利用
国	重要文化財	2	4	1	4
	登録有形文化財	14	14	2	9
県	有形文化財	1	2	0	2
市	有形文化財	10	11	0	3
	認定建造物	4	3	1	3
合 計		31	34	4	21

平成26年度宇都宮市文化財目録から作成

²⁾ 本市の文化財保護は、国・県・市により、指定・登録・認定によって行われていることから、これらをまとめて指定等とする。

(4) 歴史的建造物の維持管理

一般に、歴史的建造物の維持にあたり、所有者は修繕費用などの多くの負担が生じる。ここでは、本市の旧篠原家住宅と大阪府の登録文化財建造物のアンケート調査の事例を基に検証を行う。

1) 旧篠原家住宅

① 沿革

本市の旧家の1つであった篠原家の建物は、宇都宮空襲により一部焼失したものの、明治28年に建てられた主屋と石蔵3棟は、豪商の姿を今日に伝える歴史的建造物として、本市の歴史的シンボルになっている。建物は国の重要文化財や市有形文化財に指定され、現在は本市が所有している。本市は文化財保護法に基づき、公開などの活用とともに保存修復事業に取り組んでいる。

② 建物の活用

ア 入館者の推移

平成9年から一般公開が開始され、初年度の入館者数は年間22,312人であったが、その後は年間平均8,000人程度で推移している(図1)。

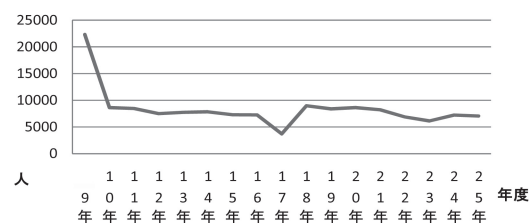


図1 入場者数の推移

宇都宮市教育委員会文化課提供資料から作成

イ 展示などの活用

建物の一般公開とあわせて、教育委員会や旧篠原家住宅保存会による雛人形などの企画展や芸術家による作品展示が行われており、平成25年度には年間13回の展示が行われている。

ウ 利用にあたっての制約

指定文化財の建物を保護するため、館内の利用にあたっては、文化財保護法などの法令に基づき火器使用等の禁止行為、1度に入館できる人数制限、文化財の価値を高める展示内容にするなどの

利用条件を付している。

③ 建物の維持管理・修復費用

維持管理費用として毎年 400 万円程度を要し、また、本市への所有権移転後の修復工事はこれまで4回行われ、合計費用には設計費を含めて約2億2千万円を要している（表3）。

表3 旧篠原家住宅の修復費用

内 容	年 度	費 用
開館に伴う改修	平成8年	89,272,600
文庫蔵の保存修理	平成13～16年	70,980,000
主屋等の保存修理	平成17～18年	67,149,700
東日本大震災災害復旧	平成23年	456,750
合 計		227,859,050

宇都宮市教育委員会文化課提供資料から作成

2) 大阪府の登録文化財建造物

大阪府では登録文化財所有者により「大阪府登録文化財所有者の会」が組織され、所有者間で情報の共有化を図るとともに建物の保存に向けた取組が行われている。この組織の活動の一環として、登録文化財の保存・活用状況や所有者の維持管理上の抱えている課題を把握するために、平成19年に「大阪府における登録文化財所有者アンケート調査」（配布数158件、回収率54.5%、複数回答可）を実施し表4の結果が得られた。「歴史的建造物である登録文化財を維持管理していく上での問題点」の設問に対して、最も多い回答は「維持管理に費用がかかる」（73.3%）で、次いで「老朽化や耐震性に不安がある」（65.1%）であった。

表4 維持管理上の問題点

項 目	件 数	割 合
維持管理に費用がかかる	63件	73.3%
老朽化や耐震性に不安がある	56件	65.1%
所有者の高齢化や後継者の問題がある	22件	25.6%
修繕の材料が手に入りにくい	20件	23.3%
周辺地域の環境が悪くなっている	13件	15.1%
修繕を頼める技術者が見つからない	11件	12.8%
相談できる専門家がない	11件	12.8%
特に問題はない	11件	12.8%

大阪府における登録文化財所有者アンケート結果報告書
から作成

(5) 歴史的建造物の保存の課題

このように指定等を受けている歴史的建造物に対して国など指定を行った機関では、活用にあたり一定の制限とあわせて、建物の所有者を支援するための補助制度も設けている。しかし、所有者には、老朽化している建物を良好な状態で維持するための日常的な管理や保存修理などへの費用負担が生じるとともに、建物周囲への配慮が必要になるなどの課題がある。

3 大谷石建造物の現状

ここまでは歴史的建造物全体についてみてきたが、ここからは本市内に多く存在する大谷石建造物を事例として検討を行う。

(1) 大谷石建造物の定義

大谷石を建物に用いる場合には、石材を構造体に用いる「積石工法」と、建物の外壁の大半を大谷石で貼ってあたかも石造建造物のように見せる「貼石工法」がある。本研究では大谷石が用いられた「積石工法」、「貼石工法」の建物をあわせて「大谷石建造物」とする。

(2) 建造物に利用される大谷石

大谷石の建物への利用は、江戸時代まで建物の基礎や防火を目的とした外壁への貼石が中心であったが、明治時代に入ると近代化に伴う都市基盤の整備や石材を用いた西洋建築の普及などの石材需要の高まりにより、幅広い用途に利用することができるよう建築用石材としてのニーズが高まった。

大谷石は他の石材に比べ軽量であり、加工がしやすく、安定した数量を安価で入手することができた。また、大谷石は他の石材にはない温かみや、柔らかさなども持っており、煉瓦や木材など他の建築材料と組み合わせても調和を図ることができることから、石造建築の普及を図るうえで、建築

の造形や意匠を支える石材であったといえる。

市内の大谷石建造物の特徴として、ほとんどの建物が1棟ごとに同じ石目を揃えた大谷石が用いられている。

(3) 大谷石建造物の現状の把握

市内の建築後50年を経過した大谷石建造物は表5のとおり、本市の家屋台帳に登録されているものだけで市内全域に約3,800棟存在し、本市のイメージとなる景観を構成するうえで欠かすことのできない歴史的建造物である。また、大谷石建造物全体でも約9,000棟存在し、これに本市が把握できていない地域や寺社等が所有するものなどを含めると、市内にはさらに多くの大谷石建造物が存在すると推察できる。これだけ数多く点在すると、前述のような指定等による保護策を大谷石建造物に適用することは困難である。

市内の大谷石建造物については、第二次世界大戦以前に建造された石蔵などの把握を目的として市教育委員会文化課が、平成7・25・26年度に悉皆調査を行っている。これらの調査により、これまで不明確であった明治以前の建築年代が把握された。また、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構³（以下「推進機構」という）では、本市の中心市街地において「宇都宮市中心部大谷石建造物調査」を平成13・17・22・26年度に実施している。この継続的な調査によって、建物の利用状況などが把握されたことにより、今後、所有者の意向把握や活用のあり方についての検討が進められる予定である。

(4) 大谷石建造物の存続期間

平成20年度から25年度の間に滅失した市内建造物は14,113棟であった。表6では、建物の構造別に新築から滅失するまでの期間を10年ごとに

区分した。ほとんどの構造の建物は新築後30～39年の間に取り壊されている。また、長寿命の建物である鉄骨鉄筋コンクリート造の建物でさえ、その約4割が新築後20～40年の間で取り壊されている。一方で積石工法による石造は、新築後50年以上経ってから取り壊されるものが約4割を占めており、長く利用されている建物であるといえる。

表5 大谷石建造物の棟数

地区名	50年以上	50年未満	合 計
上河内	116	1,106	1,222
河 内	80	1,103	1,183
城 山	684	398	1,082
本 庁	475	274	749
姿 川	271	298	569
国 本	298	254	552
平 石	283	263	546
横 川	274	255	529
豊 郷	272	248	520
瑞穂野	241	195	436
清 原	192	198	390
富 屋	183	176	359
雀 宮	173	171	344
篠 井	128	140	268
宝 木	109	134	243
陽 南	16	83	99
総 計	3,795	5,296	9,091

宇都宮市資産税課提供資料から作成

表6 新築から滅失までの建物構造別分類

建築期間(年)	10年未満	20年未満	30年未満	40年未満	50年未満	50年以上
コンクリートブロック造	0.0%	2.5%	22.1%	45.9%	28.6%	0.8%
軽量鉄骨造	4.2%	16.5%	27.5%	39.0%	12.4%	0.4%
石 造	0.2%	0.8%	4.5%	26.1%	27.0%	41.5%
鉄筋コンクリート造	0.0%	3.1%	22.2%	40.0%	32.4%	2.2%
鉄骨造	3.6%	18.7%	29.5%	39.0%	8.8%	0.3%
鉄骨鉄筋コンクリート造	0.0%	0.0%	44.4%	33.3%	0.0%	22.2%
木 造	1.0%	3.1%	14.5%	41.2%	23.4%	16.9%
総 計	1.4%	5.2%	16.6%	40.4%	21.8%	14.6%

宇都宮市資産税課提供資料から作成

(5) 大谷石建造物の建築の動向

市内に現存する大谷石建造物の用途は、図2のとおり55%が倉庫、つまり石蔵として建てられたものである。建築後50年を経過した石蔵は、約3,300棟あり、図3のとおり全体の64%を占めている。さらに築40年から49年を経過した石蔵も約1,200棟あり、10年後には石蔵の88%が築50年以上になる。これに対して新築される石蔵は、

³ 中心市街地の活性化を目的に、公共と民間が一体となって平成11年につくられた組織。

昭和40年代以降減り続け、平成に入ってからの新築件数は年間数棟である。加えて近年では建物の老朽化や東日本大震災による被害から滅失も多い状況にある。平成20年度から25年度にかけての6年間の滅失件数は、図4のとおり533棟である。推進機構が平成26年度に実施した調査においても、過去10年間で約1割の石蔵の滅失が確認されており、本市の景観のイメージである石蔵の保護は急務である。

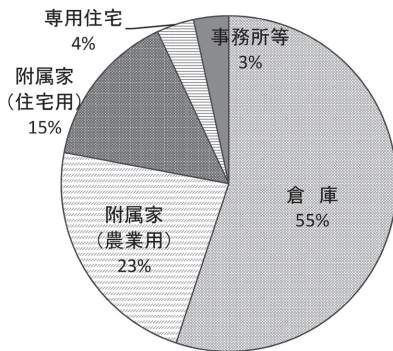


図2 市内大谷石造建造物の用途別分類

宇都宮市資産税課提供資料から作成

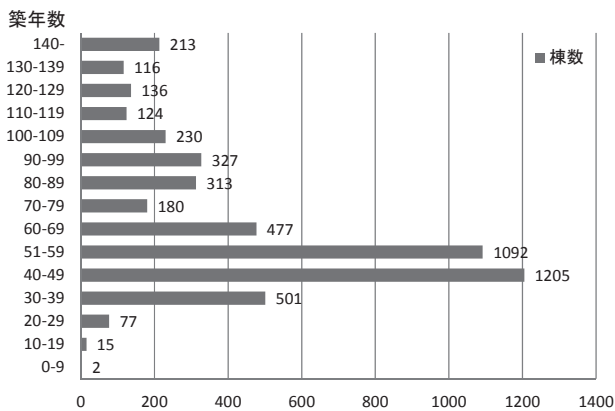


図3 市内の石蔵の築年数

宇都宮市資産税課提供資料から作成

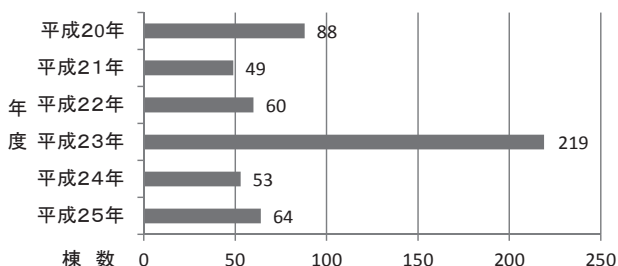


図4 過去6年の石蔵の滅失件数

宇都宮市資産税課提供資料から作成

(6) 本市における石蔵の普及

かつての蔵は、限られた裕福な家が建てるものであり、その家の富や繁栄の象徴でもあった。このため自宅に蔵を建てることは、所有者にとって単なる倉庫を作ることとは違い、家の風格を高めることができるステータスシンボルとされていた。

農村地域では戦後の農地開放により、農地の所有が分散されたことにあわせ、トラック輸送や採掘の機械化によって、大谷石が安価で入手できるようになり、昭和30～40年代には盛んに大谷石蔵が建てられるようになった。また、この時代は住宅地の造成も盛んに行われ、大谷石は土留めや石塀などにも用いられるなど、広く市民に利用され、現在の本市のまちなみ景観がつけられていった。

(7) 石蔵の敷地における配置と利用状況

個人宅における石蔵は、貴重品や穀物などが収蔵・保管されていることが多いことから、主屋の側面や背面に配置され、出入口も主屋に向かって作られている。農村地域においては、農家住宅の主屋の建て替えや解体が行われても、石蔵が残される事例がみられ、市街地においても、石蔵のみを残して更地になった土地を駐車場等に利用している事例が見受けられる。

平成26年度に宇都宮大学が行った大谷石建造物密集地区の集落調査において、石蔵の利用状況も調べられているが、多くの家では（石蔵の新旧を問わず）、1階は米などの穀物の貯蔵庫として利用し、2階は利用頻度が低い冠婚葬祭用の家財道具などが収納されていた。建築後100年を超えるような古い石蔵であっても、所有者に歴史的建造物を所有している意識はほとんどなく、また、利用するうえで支障もないことから、従来どおりの利用を続けているという意見が多くあった。

(8) 石蔵の規模

市内に存在する建築後50年を経過した石蔵約

3,300棟を建築面積で分類すると10㎡以上30㎡未満が64%を占めており小規模な建物が多く残されている（図5）。

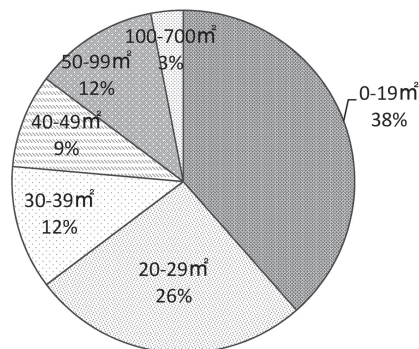


図5 築50年以上の石蔵の建築面積

宇都宮市資産税課提供資料から作成

(9) 石蔵の活用と課題

近年では石蔵に愛着を持つ人々により、石蔵が飲食店や店舗に改装されるなど、新たな用途として活用される事例が見受けられ、本市の新たな魅力として期待されている。しかしながら大谷石は加工しやすい石材であると同時に、風化の進行も速い。建築石材などに使用され数年経過した石は、「ミソ」⁴と呼ばれる部分の劣化による欠落がみられ、強度の低下などが懸念されることが活用に向けた大きな課題になっている。調湿能力を持つ大谷石の中でも特に柔らかい石を屋外で使用すると、降雨などで石の中へ水分が浸透することによる膨張と乾燥による収縮を繰り返すことになる。このような石に直接影響を与える湿度の変化は、風化を招く大きな原因の1つに考えられている。

また、石蔵は倉庫の用途として建てられたものであり、その多くは建築基準法が適用される以前に建てられたものである。このため、活用にあたっては、建築工法や石材の風化度合など、建物を総合的に調査する必要がある。

⁴ 大谷石の中に斑点状に含まれている含水量の多い沸石等の粘土鉱物から成る柔らかい部分。外見と柔らかい感触が「味噌」に似ていることから、通称「ミソ」と呼ばれている。

4 大谷石の現状

石蔵などの大谷石建造物の保護・活用を考えるうえで、大谷石そのものへの理解は重要である。

(1) 大谷石に関する認知度

市外でも広く認知されている大谷石は、鉄道網の発達により、これまでの産出量の約7割が京浜地区を中心に県外に出荷され、山の手と呼ばれる丘陵地の開発が進むと、土留めや石塀などに用いられた。現在も大谷石はこれらの地域のまちなみや生活の中に溶け込んでおり、中には文化財に指定されている建物もある。

平成24年度に本市が実施した「市政に関する世論調査」において、「宇都宮市で特にどのような地域において、良好な景観づくりを進めるべきだと思いますか（回答2つまで可）」の問いに対し、「歴史的な建造物や大谷石の建物などが残る地域」（23.3%）が最も多い回答になっている。「市が良好な景観づくりを進めて行く上でどのような取組や規制が必要だと思いますか？（回答3つまで可）」の問いに対しては、「歴史的な建物を保全すること」（20.8%）が最も多く、次いで「宇都宮の地場産材である大谷石を活用すること」（11.3%）となっている。

平成25年度に本市が実施した「宇都宮市観光動態調査」では、県外市外からの本市への来訪者が本市に持つイメージについて、「大谷石」のまちとしての認識は、県外では20～30%台であり、県内の他市町にいたっては約70%台に達している。このように市内外を問わず多くの人に知られている大谷石は本市のイメージであるとともに、本市の景観を形成するうえで欠かすことのできない素材であるといえる。

(2) 石材としての大谷石

大谷石は、火山灰の堆積によりできた石である

ことから、採掘される場所や深さによって色合い、密度、硬度などが異なり、表7のように分類することができる。中には「トラモク」⁵と呼ばれる高品質の大谷石もあった。産出が始まった時代には、地上付近に露頭していた岩山から石材に適した大谷石が切り出されていたが、これらが枯渇したため、現在では質の高い石を求めて、地下採石場からの切出しが行われている。

表7 大谷石の層の分類

層	価値	石目	種類
上層	低い	荒	凝灰質砂岩、凝灰質泥岩
上層部	優良	細	細粒の軽石質凝灰角礫岩
中層部	良～普通	並	中粒から細粒の軽石質凝灰角礫岩
下層部	低い	細	凝灰質砂岩が主体、軽石質凝灰角礫岩、細粒の凝灰岩、凝灰質礫岩

大谷石材協同組合資料から作成

現在建物に用いられている大谷石が劣化し、新たな大谷石への交換が必要になった場合、現在採石されている大谷石の中から同じ石目を調達することは難しい。また、色合いが違う大谷石に交換した場合には、建物全体のイメージが変わる恐れがある。

このように、同じ石目の大谷石の調達には苦慮することから、建物の保護にあたっては現段階から、風化防止剤などによる薬剤処理で現状維持を図ることが必要であり、また、これまで一律に処理していた大谷石の廃棄のあり方を見直し、再利用に向け、良質な大谷石のストックが求められる。

(3) 大谷石の採掘産業の変遷

大谷石採掘の規模を示す最も古い記録は、明治30年で生産量0.6万トンであった。その後の昭和恐慌や第二次世界大戦により生産量は一時期停滞するものの、戦後は土木・建築用材として急激な伸びをみせる。生産量は昭和48年に89万トンと最盛期を迎えるが、その後の生産量は年々減少を

続け、平成25年度の実産量は1.6万トン、最盛期の55分の1まで減少している。これに伴い大谷町周辺に250か所あると推定される採石場の中で現在も稼働している採石場は9か所になっている。また、従業員はピークの昭和25年の2,450人から平成21年には82人まで減少したが、平成25年には135人に微増している（図6）。

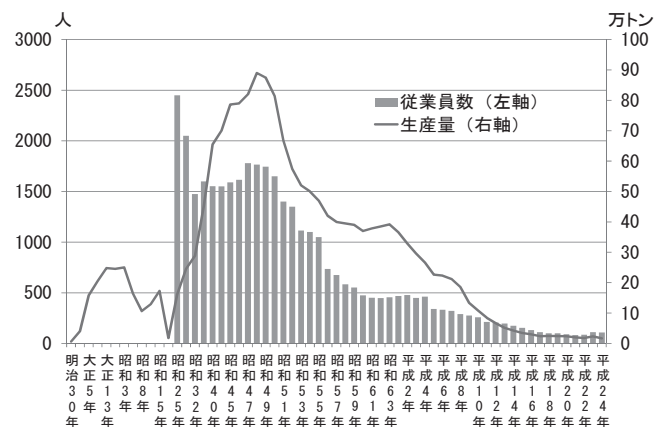


図6 生産量と従業員数の推移

大谷石材協同組合資料から作成

(4) 廃棄される大谷石

東日本大震災による災害廃棄物として、多くの良質な大谷石が処分された。栃木県内において発生した大谷石の廃棄量は8.6万トンにおよび、県内の災害廃棄物全体の約38%を占めた。このうち、本市内で発生した廃棄量は約1.5万トンにおよび、市民に引き渡すなど再利用がされたものは150トン、再利用率1%程度にとどまっている。

(5) 加工職人の減少

大谷石の需要が高まった要因の1つに、旧帝国ホテルで使用されたことがあげられる。ホテルを設計したアメリカ人建築家のフランク・ロイド・ライトは、ホテルの内外装に幾何学模様を施した大谷石で装飾するデザイン設計を行った。加工には、大谷の職人をはじめ、全国から石工職人が集められた。ライトは自分の描いたデザインを忠実に表現することができる職人たちの技術の高さを

⁵ 虎空・石の表面が虎のように黄色い縞模様が入るもの。

称賛している。この背景には、かつて大谷石の石仏や石瓦などの、細工によって育まれた加工技術があった。大谷石が建築材料として利用が広がると、職人によって受け継がれてきた細工技術を活かして、競うように建物の窓や柱に繊細な彫刻を施すようになり、市内の大谷石建造物の意匠の質が高められていった。このような優れた伝統的な大谷石細工職人の技術の継承のため、「大谷石美工組合」を組織し、昭和50年代には約25人の会員により取り組んできたが、現在会員は1名のみになり技術の継承が危惧されている。

5 他都市の石蔵等保護に向けた取組

本研究の参考として、各地域で産出する大谷石と同じ凝灰岩で作られた石造建造物の活用に向けて取り組んでいる事例を紹介する。

(1) 福島県国見町 - 引き継がれる石蔵への愛着 -

国見町にも大谷石と同じ凝灰岩が広範囲に分布しており、「国見石」として町内の12か所の石場で産出されていた。町内には現在も多く石蔵があり、石蔵が集中する地区には、全105戸中52戸に57棟の石蔵が確認されている。国見町でも蔵はかつて、一部の豪農・豪商が持つことができる「特別な建物」であったが、国見石を用いた石蔵の建築技術が伝承され、地場産業や穀物の貯蔵などのニーズと結びつき、町内に広く建築されたことによって、現在の町の景観がつけられていった。

石蔵を所有する家では、石蔵は「祖先から引き継がれた特別な建物」であり、現在の暮らしにも溶け込み、深い愛着とともに将来に継承すべき財産と捉えている。家のステータスであるとともに町の景観形成に欠かせない地域資源となっている。

(2) 山形県高畠町 - 大学と連携した価値評価 -

高畠町からも凝灰岩の「高畠石」が産出され、

町内には高畠石を用いた石蔵などの建物や石塀などの構造物が多くある。

従来の建築的視点による個別評価では、町内に分散し建築年代もさまざまであった石蔵から、地域資源としての十分な価値を見出すことは困難であった。そこで、町では町内に点在する高畠石建造物等の評価とあわせて、高畠石と地域の人々との関わりについて東北芸術工科大学の協力により調査を行った。時代背景とあわせて石材の産出から輸送、加工、建設までの一連の過程について調査したことにより、時代とともに育まれた人と高畠石との有機的な関係が評価され、町における石蔵の価値が高められた。

(3) 福井県坂井市三国町

- 歴史的建造物を通じた地域の絆 -

北前船の拠点であった坂井市三国町では、隣接する福井市内から産出された凝灰岩の「笏谷石(しやくだにいし)」が集積され各地に運ばれた拠点である。港近くの小高い丘につくられ、現在も趣のある建物が残るまちなみには、笏谷石を利用した擁壁や建物が多くみられ、歴史ある町屋の景観を構成するうえで欠くことのできない石材として、現在も町の人々に親しまれている。

三国町では住民が中心となって一般社団法人三國會所を組織し、空き家となった歴史的建造物を活用するため、現状の把握や学識経験者による分析や活用方策を検討するとともに、まちなみの美観を保つために奉仕作業による除草や清掃、宅建業協会と連携した空き家の紹介など、町ぐるみで取組を行っている。

(4) 他都市から得られる保護の視座

各地で共通していることは、石蔵は災害などから家財を守る大切な建物であり、現在も暮らしの中に息づいているということである。また、地域から産出された石材を用いて、地域の風土を知っ

た石工たちによって建てられていることから、風景にも溶け込みやすい「その地域ならではの財産」であった。

6 石蔵の保護の必要性和 今後のマネジメントのあり方

(1) 石蔵の保護に向けた課題等

1) 消えていく石蔵

これまで述べてきたとおり、多くの石蔵が建築後 50 年を経過し、老朽化による解体や大規模な修繕を要する時期を迎えている。このため解体される建物が増加し、将来の遺産が失われている。大谷石建造物は、今後のまちづくりにあたり、内部の活用はもとより、景観を形成するうえでも欠かすことのできない建物であることから、保護に向けた早急な対応が必要である。

2) 加工技術の途絶

石蔵の特徴に、扉や柱などに吉祥の図柄などの石細工が施されていることがあげられる。これらを手掛けることができる高度な加工技術を持つ石工職人の高齢化が進むとともに、職人の数が減少していることから、今後新たな石細工を作り出すことは難しい状況にある。

3) 良質な大谷石の減少

石蔵や歴史的建造物に用いられている大谷石は、主に地上付近に露頭する岩から採掘されたものであり、石目が細かく、色目も美しく、退色や風化が少ない加工に適した良質な石が用いられてきた。これらの石はこれまでの採石により現在は枯渇している。現在採掘されている地下採石場から、同等の石を確保することは困難である。

4) 採石場と結ぶ有機的な関係

大谷公園などの採石場跡の壁面には、時代ごとの採石方法や採石道具の痕跡が残されており、石蔵の表面にも、加工に使用された道具の痕跡が残されている。双方が存在することによって採石か

ら建築に至るまでの経過を知ることが可能になり、互いの価値を高めることができる。

5) 石蔵の全体像による評価

本市の石蔵の中には石蔵建築の規範となった県指定文化財の屏風岩石材の石蔵のような建物はあるものの、ほとんどは個人の収蔵を目的とした倉庫である。このため、個々の石蔵から価値を見出すのは難しいものの、市内に存在している約 9,000 棟もの石蔵全体をトータルで評価し保護することにより、本市全体のイメージの定着を図ることができる。

(2) 石蔵の保護の必要性

このように石蔵は、積極的に保護をしなければ失われてしまう貴重な本市の財産であり、それを保護することによって、屋内の活用や、外観を活かした景観づくりなど、多くの効果がもたらされることが期待できる。

このような地域資源である石蔵を将来の世代への遺産として保護・継承するためには、建物本体が持つ価値を損なうことなく保護を図るとともに、市民の暮らしに息づいた建物として活用する必要がある。次節では今後のマネジメントのあり方について提案を行う。

(3) 今後のマネジメントのあり方

1) 保護に向けた制度づくり

これまでの歴史的建造物は、建物本体が有する価値や連担するまちなみなどを評価し、文化財に指定することで保護を行ってきた。本市の石蔵のように広く点在し、棟数が多いものは、石蔵建築の規範となったものなどごく一部の建物のみが、指定などによる保護が図られている。これらの石蔵をより一層引き立たせるためには、周辺にある建物を取捨選択しながら、残していくべき建物については、ゆるやかに保全する必要がある。このためには既存の制度の活用とあわせて、本市独

自の認証制度づくりが求められる。また、石蔵などの石造建造物については、建築基準法による取り扱いが不明確であることから、未利用の石蔵の幅広い活用を図るため、建築基準法等を補完する本市独自の条例等の基準づくりが急務である。

2) 石蔵などの大谷石建造物の全容把握と評価

本研究において大谷石建造物の研究の基礎資料は、既存の調査と家屋台帳によるものである。この中には、公共や地域、寺社などが所有する建物は含まれていない。また、建物の構法や意匠などが把握できる物件は、指定等に伴う詳細な調査が行われた建物のみである。特にJA宇都宮が所有する石造の穀物倉庫は規模が大きく、建築面積が100㎡を超えるものだけで市内に26棟ある。このうち14棟が築50年を経過しており、中には凝った意匠が施されているものもある。

このため、本市内に所在する石蔵などの大谷石建造物の価値を高めるため、大学などの研究機関と連携を図り、全体概要を把握する必要がある。

3) 良質な大谷石のストック

石材資源の枯渇や採石業者の減少により、これまで市内はもとより市外にも存在する歴史的な大谷石建造物に用いられているような良質な大谷石を新たに採掘することは困難な状況にある。今後到来する修復に備えるため、良質な大谷石をストックする仕組みづくりが必要である。

4) 建物の所有者等への支援

個人所有の石蔵や歴史的建造物は、相続などにより継承したものがほとんどであり、また、建設時の関係者も少ない。このため、修復を行う際の費用や、望ましい修理のあり方など、維持にあたって多くの不安を抱えている。このように、建物が持つ価値について十分理解されていないことから、修復に伴う技術や財政的な支援とあわせて、修復後の活用に関する支援も必要になる。

5) 人材の育成、市民への浸透

今後、大谷石が用いられている多くの歴史的建

造物が、修復を必要とする時期が到来する一方で、これらの修復技能を有する技術者の育成や、石蔵をはじめとした本市の歴史的建造物に精通し、コーディネートができる人材の育成が求められる。また、より多くの市民の愛着を深めるため、建物の積極的な活用とあわせて、学校教育や市民大学などを通じて知識の浸透を図る必要がある。

6) 情報の集積と発信

本市の地域資源である石蔵の更なる活用を図るためには、建物、人材、石材、活用のあり方などの幅広い情報を集積して、建物の所有者をはじめ、石蔵の保護や活用を考えている人たちに向けた情報発信が必要である。また、一般の不動産流通には馴染みづらいことから、建物の所在や修復から活用に至るまでの情報を集積して発信できる機能が求められる。

7 おわりに

市内全域に点在する石蔵は、本市の風土とともに育まれ、景観を形成するうえでも欠かすことのできない地域資源である。また、これらを新たに地域の産業や文化などへの活用を図ることにより、地域の魅力を高める可能性も持つ「将来の発展のために継承されるべき過去の文化」でもある。

このような地域の財産である石蔵などの歴史的建造物を将来に向けて継承するためには、建物本体が持つ価値を損なうことなく保護を図るとともに、現在の暮らしの中に息づく建物として、保護だけにとどまらず積極的に活用する必要がある。

このためには、建物の外観が人々の目に触れやすくなるような景観づくり、石蔵や大谷石の理解を深める講座の開催、市民や来訪者に親しまれるような屋内の活用など、建物の所有者はもとより、より多くの市民が関わり、本市の身近な建物である石蔵をはじめとした歴史的建造物の価値を高め、魅力を引き出す取組が必要である。